

●問い合わせ

人権・同和対策課 (☎85-7133)



人権・同和対策課→
Facebookページ



スポーツをすることは人権のひとつ

みなさんは「オリンピック憲章」を知っていますか。これは、国際オリンピック委員会(IOC)が定めたオリンピズムの根本原則などのことです。その中には「スポーツをすることは人権のひとつである」「権利や自由は人種、肌の色、性別などの理由によるいかなる種類の差別も受けない」など、人権に関することが多く記載されています。オリンピック・パラリンピックは、人権に配慮されたスポーツの祭典であることが明確にうたわれているのです。

同大会はこれまで、人種差別などさまざまな人権問題に直面してきました。スポーツは、人権と密接に結びついています。本市では、昨年度にスポーツと人権をテーマに人権啓発冊子「しあわせはみんなのねがい」を作成しました。スポーツの根源である「ルールを守り、お互いを尊重すること」は、すべての人が幸せに生きる社会を実現するために必要なことです。東京オリンピック・パラリンピックが、みなさんが人権について考えるきっかけになることを願っています。

人権啓発冊子

しあわせは

みんなのねがい→

